

# 業務用季節別契約

令和元年 10 月 1 日

伊万里ガス株式会社

## 業務用季節別契約

### 1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

### 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

### 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」とは、業務用ガス機器の消費量で1時間当たりの最大の使用量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、業務用ガス機器の設置状況により算定した1年間の使用予定量をいいます。
- (3) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (4) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4ヶ月間をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。  
(小数点以下切り捨て)

年間の1ヶ月あたり平均契約使用量

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1ヶ月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月あたりの平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8ヶ月の期間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4ヶ月間をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

#### 4.適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を申し込まれた場合に適用いたします。

- (1) 契約最大使用量が4立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の130倍以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が80立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (5) 申し込み時において(1)から(4)の適用条件を満たしていること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 5.契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約最大使用量は原則としてガスメーターの能力と同一とします。
- (4) 契約期間は原則として1年間といたします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (5) この選択約款を契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用実績が2年連続して適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、本契約の申し込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（(6)において同じ）

① 契約期間満了前に解約された場合

解約された日より、解約された契約の当初契約満了予定日から1年目の日までの期間

② 契約期間のご使用実績が2年連続して適用条件を満たさなかった場合

契約期間満了となった時点から1年間

(6) 当社はこの選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

(7) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後はガス小売供給約款に基づくご契約となります。

(8) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます）の料金又は延滞利息をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

契約の契約期間は、この約款への変更日までといたします。

## 6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前月の検針日および該当月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、前月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」（消費税等相当額含みます。）を料金として支払っていただきます。

尚、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表の料金表（定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1ヶ月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位流量に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表1の(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.092 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.092 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

58,420 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表1(2)に定められた各3ヶ月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トンあたり LNG 平均原料価格}) \times 0.9651 + (\text{トンあたり LPG 平均価格}) \times 0.0388$$

(備考)

トンあたりLNG平均価格およびトンあたりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第3者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第3者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. 契約の変更または解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの契約が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む、ただし当社がやむを得ないと判断した場合は除く。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 11. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額(消費税等相当額を含みます。)を全額申し受けます。

## 12. 緊急時調整時の措置

一般の需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

### (1) 定額基本料金割引額計算式

$$\begin{array}{ccccccc} \text{定額基本} & & \text{定額基本} & & \text{調整時間} & & \text{1時間あたりの平均調整量} \\ & & & & & & \\ & = & \frac{\quad}{\quad} & \times & \frac{\quad}{\quad} & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{料金割引額} & & \text{料金} & & \text{当該月の時間数} & & \text{契約使用可能量} \end{array}$$

### (2) 流量基本料金割引額計算式

$$\begin{array}{ccccccc} \text{流量基本} & & \text{流量基本} & & \text{契約使用} & & \text{調整時間} & & \text{1時間あたりの平均調整額} \\ & & & & & & & & \\ & = & \frac{\quad}{\quad} & \times & \frac{\quad}{\quad} & \times & \frac{\quad}{\quad} & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{料金割引額} & & \text{料金} & & \text{可能量} & & \text{当該月の時間数} & & \text{契約使用可能量} \end{array}$$

## 13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別表)

1. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑬早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

① 定額基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	3,300.00円（税込）
-------------------	---------------

② 流量基本料金

1立方メートルにつき	385.00円（税込）
------------	-------------

③ 基準単位料金

(1) その他期

1立方メートルにつき	142.9523円（税込）
------------	---------------

(2) 冬期

1立方メートルにつき	161.2673円（税込）
------------	---------------

④ 調整単位料金

2の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。